	手続種類	提出期限	提出部数＊1	添付書類*2	手数料＊3
卸売販売業	許可申請	都度	１部	（１）登記事項証明書（法人の場合） （２）店舗（営業所）管理者及び従業員 ア.免許証（薬剤師）の写し 又は 販売従事登録証（登録販売者）の写し イ.雇用契約書の写し （３）（登録販売者を医薬品営業管理者とする場合） 実務従事証明書又は業務従事証明書 （４）店舗平面図、周辺の略地図 （５）組織図又は業務分掌表（法人の場合）	29,600円
	許可更新申請	有効期限 ３０日前	１部	当該許可証	11,500円
	廃止（休止・再開）届出	廃止から ３０日以内	１部	廃止の場合は当該許可証	—
	変更届＊4	変更から ３０日以内	１部	変更に関する書類	—
	許可証書換え交付申請	変更から ３０日以内	１部	当該許可証	2,000円
	許可証再交付申請	都度	１部	汚損の場合は当該許可証	2,900円

*1 ： 控えを希望される場合は、更に１部御用意ください

*2 ： 添付書類については、既に同一の書類が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて静岡県知事宛に提出されている場合、各書類の参考事項欄に下記２点を記入することで省略が可能です。

①省略する書類の名称、②省略する書類を添付し提出した申請（届出）書の名称とその提出年月日

*3 ： 手数料については、**静岡県収入証紙**で御用意ください

*4 ： 変更届の対象となるものは以下の７項目です（事後のみ）

①卸売販売業者の氏名若しくは名称又は住所
②営業所の名称
③医薬品営業所管理者の氏名又は住所
④医薬品営業所管理者以外に営業所において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にはその者の氏名
⑤営業所の構造設備の主要部分
⑥法人であるときは、その業務を行う役員
⑦営業所において卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の種類